

富山県感染症予防計画 概要

予防計画の改訂①

- 新型コロナへの対応を踏まえ、新たな感染症の発生、まん延防止に備えるため、保健医療提供体制の強化策を盛り込んだ**改正感染症法**が令和6年4月1日施行。
- 同法に基づき、次の感染症危機に備えるために予防計画を改訂。国の定める基本指針に即し、**記載事項の追加**や**数値目標の設定**を行う。

旧感染症法で定める計画記載事項	改正感染症法で定める計画記載事項（新設）	体制整備の数値目標
1 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策	1 同左	I 医療提供体制 1 入院病床数 2 発熱外来機関数 3 自宅・宿泊施設・高齢者施設における療養者等に医療を提供する ①病院・診療所数、②薬局数、③訪問看護事業所数 4 後方支援を行う医療機関数 5 他の医療機関に派遣可能な医療人材（①医師数、②看護師数）数 II 物資の確保 6 個人防護具の備蓄を十分に行う協定締結医療機関の数 III 検査体制 7 ①検査の実施能力、②地方衛生研究所等における検査機器の数 IV 宿泊療養体制 8 宿泊施設等における確保居室数 V 人材の養成及び資質の向上 9 医療機関並びに保健所職員や保健所以外の職員に対する研修実施回数 VI 保健所の体制整備 10 ①最大業務量を見込んだ人員確保数、②IHEAT要員の確保数
2 地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保	2 感染症及び病原体等に関する 情報の収集、調査及び研究 3 病原体等の 検査の実施体制及び検査能力の向上 4 感染症に係る医療を提供する体制の確保	
	5 感染症の 患者の移送のための体制の確保 6 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要な 体制の確保に係る目標 7 宿泊施設の確保 8 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の 療養生活の環境整備 9 総合調整又は指示 の方針 10 感染症の予防に関する 人材の養成及び資質の向上 11 感染症の予防に関する 保健所の体制の確保	
3 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策	12 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、 病原体等の検査の実施 並びに医療の提供のための施策	

予防計画の改訂②

- ①**流行初期**（※）に速やかに立ち上げる目標と②**流行初期以降**の目標の**2段階に分けて設定**。（※）厚生労働大臣による発生の公表から1週間（1ヶ月）以内。
- 新型コロナ対応での最大規模の体制を目指す**。（流行初期：R2.12、流行初期以降：R4.12）

	実施機関	流行初期（初動対応）	流行初期以降
		目標（全国ベース）	目標（全国ベース）
医療提供体制	医療機関	○病床数：約 1.9万 床 ○発熱外来機関数：約 1,500 機関	○病床数：約 5.1万 床 ○発熱外来機関数：約 4.2万 機関
		/	○自宅療養者等への医療提供 ・病院・診療所数（約 2.7万 ）・薬局数（約 2.7万 ） ・訪問看護事業所数（約 2,800 ） ○後方支援を行う医療機関数（約 3,700 ） ○他の医療機関への応援派遣に対応可能な ・医師数（約 2,100 ）・看護師数（約 4,000 ）
検査体制	地方衛生研究所等	○約 3万 件以上/日（核酸検出検査） （厚生労働大臣の公表後1ヶ月以内） ※地方衛生研究所等の検査台数は、検査の実施能力に相当する数とする。	○約 50万 件以上/日（核酸検出検査） ※地方衛生研究所等の検査台数は、検査の実施能力に相当する数とする。
	医療機関 （検体採取・分析）		
	民間検査機関等 （保健所・医療機関からの分析委託）		
宿泊療養体制	宿泊施設	○約 1.6万 + α 室 （厚生労働大臣の公表後1ヶ月以内）	○約 7.3万 室
その他	物資確保：協定締結医療機関のうち 8割以上の施設が当該施設の使用量2ヶ月以上にあたるPPEを備蓄 人材の養成・質向上：協定締結医療機関、保健所職員及び県職員に対する研修及び訓練への参加を 年1回以上実施 保健所の体制整備：①流行開始から1ヶ月間において想定される業務量に対応する 人員確保数 、② IHEAT要員の確保数		

富山県感染症予防計画の改訂内容

予防計画の項目	記載事項（新興感染症に対応する体制の整備）
感染症の発生の 予防・まん延防止 のための施策	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症対策連携協議会の設置により、関係機関との連携の緊密化を図る。 ○平時から社会福祉施設や清掃業者等への感染対策指導を実施。 ○医師会や歯科医師会、看護協会等の関係団体と連携した臨時的予防接種実施体制の構築やワクチンの安定的供給の実施。 ○平時から県と検疫所の連携を強化。
感染症及び病原体等に関する 情報の収集、調査及び研究	<ul style="list-style-type: none"> ○国が整備する感染症サーベイランスシステムなどの情報基盤を活用するよう医療機関に協力依頼。 ○疫学調査支援チームによる実地疫学調査の支援及び感染症情報センターにおける感染症サーベイランスの評価と改善・活用。
病原体等の 検査の実施体制及び検査能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○衛生研究所健康危機対処計画を策定し、衛生研究所における健康危機管理体制を強化。 ○医療機関との医療措置協定及び民間検査機関との検査措置協定の締結により検査体制を確保。
感染症に係る 医療を提供する体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症の発生・まん延時に速やかに医療提供体制を構築するため、医療機関との医療措置協定で医療提供体制（入院、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、人材派遣、個人防護具の備蓄）を確保。 ○感染症病床の増床や感染症指定医療機関の追加指定の検討（県立中央病院、富山大学附属病院、厚生連高岡病院）。 ○県や保健所設置市による個人防護具の備蓄体制の確保の検討。（令和6年度に新型インフルエンザ等対策行動計画を改訂）
感染症の 患者の移送のための体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症患者の移送に係る消防機関との役割分担・連携事項を整理、協定の締結を検討。 ○厚生センターによる移送に必要な備品の整備を検討。
宿泊施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症流行初期の対応や、自宅療養者の家庭内感染、医療体制のひっ迫を防ぐ等の観点から、民間宿泊業者と宿泊施設確保措置協定の締結により宿泊施設を確保。
新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症 外出自粛対象者の療養生活の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○外出自粛対象者の体調悪化時などに、適切な医療に繋げるための健康観察の体制整備。 ○外出自粛により生活上必要な物品等の物資の入手が困難になる場合の生活支援を実施。 ○高齢者施設や障害者施設等で療養を継続する場合の施設内の感染まん延防止体制を構築。
総合調整又は指示 の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○県による平時からの総合調整権限や感染症発生・まん延時における指示権限の創設。 ○県対策本部の役割・機能の見直しの検討。（令和6年度に新型インフルエンザ等対策行動計画を改訂） ○対策本部の組織体制において健康危機管理リーダーの設置や災害医療コーディネーターの活用等も検討。
予防啓発及び正しい知識の普及、 患者等の人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ○患者や医療従事者、その家族などに対する差別的取扱い等の防止に取り組む。 ○人権に関する県民意識調査に新型コロナに関する設問を設定。
感染症の予防に関する 人材の養成及び資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○富山大学や富山県看護協会等との連携による感染症専門医や感染管理認定看護師の育成。 ○院内感染対策講習会、健康危機マネジメント研修等の開催や感染症危機対応訓練の実施。
感染症の予防に関する 厚生センターの体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生センター健康危機対処計画を策定し、保健所における健康危機管理体制を強化。 ○IHEATを活用し、感染症発生・まん延時における応援体制を構築。

新興感染症発生・まん延時における医療提供体制

- 発生早期、流行初期、流行初期以降の各段階において必要な医療提供体制を速やかに立ち上げ。
- 各段階における体制の規模は、新型コロナウイルス感染症対応で確保した最大規模(流行初期R2. 12、流行初期以降R4. 12)を目安としつつ、感染症の性状や感染動向を踏まえながら、臨機応変に対応。

発生早期（感染症発生公表前）		流行初期（感染症発生公表から3か月程度）		流行初期以降（感染症発生公表後3か月～6か月）	
入院	感染症指定医療機関 第一種：富山県立中央病院 2床 第二種：黒部市民病院 4床 富山大学附属病院 3床 富山市民病院 6床 高岡市民病院 6床 市立砺波総合病院 4床	入院	感染症指定医療機関（第一種1機関、第二種5機関） 第一種：富山県立中央病院 2床 第二種：黒部市民病院 4床 富山大学附属病院 3床 富山市民病院 6床 高岡市民病院 6床 市立砺波総合病院 4床 第一種協定指定医療機関 228床（31機関） （病床確保） 流行初期医療確保措置対象 128床（10機関） 第二種協定指定医療機関 207機関（2,075人/日） （発熱外来） 流行初期医療確保措置対象 85機関（1,502人/日） 第二種協定指定医療機関（自宅療養者等への医療提供） 病院・診療所 223機関 薬局 319機関 訪問看護事業所 51機関 通常診療病院・診療所 10機関 バックアップ病院 37機関	入院	感染症指定医療機関（第一種1機関、第二種5機関） 第一種：富山県立中央病院 2床 第二種：黒部市民病院 4床 富山大学附属病院 3床 富山市民病院 6床 高岡市民病院 6床 市立砺波総合病院 4床 第一種協定指定医療機関 502床（35機関） （病床確保） 第二種協定指定医療機関 336機関（2,897人/日） （発熱外来） 第二種協定指定医療機関（自宅療養者等への医療提供） 病院・診療所 232機関 薬局 328機関 訪問看護事業所 56機関 通常診療病院・診療所 10機関 バックアップ病院 42機関
発生段階に応じた医療提供体制 1 発生早期 第一種及び第二種感染症指定医療機関を中心に対応 ：新興感染症への対応強化のため、 ・富山県立中央病院の感染症病床の増床を検討 ・富山大学附属病院の第一種感染症指定医療機関の指定を検討 ・厚生連高岡病院の第二種感染症指定医療機関の指定を検討 2 流行初期 上記に加え、流行初期医療確保措置の対象となる医療措置協定を締結した医療機関を中心に対応 3 流行初期以降 上記に加え、すべての医療措置協定を締結した医療機関が対応		外来	衛生研究所等 432件/日 県内宿泊施設 250室	外来	衛生研究所等 2,942件/日 県内宿泊施設 760室
自宅療養者等への医療提供 後方支援医療機関 検査 宿泊施設		自宅療養者等への医療提供 後方支援医療機関 検査 宿泊施設		自宅療養者等への医療提供 後方支援医療機関 検査 宿泊施設	

特に配慮が必要な患者への対応

精神疾患、小児、周産期、透析など特に配慮が必要な患者への対応は、新型コロナウイルス感染症対応で構築された専門医会のネットワーク等と連携し、感染症以外の疾患の特性に応じた受入医療機関の設定や入院調整体制の構築等を実施。

移送および相談先

- ・保健所、厚生センター
- ・県内消防機関との連携、民間事業者等への業務委託等
- ・子ども医療電話相談（#8000）

人材派遣（医師37名、看護師65名）

- ・感染症医療担当従事者
- ・感染症予防等業務対応関係者
- ・DMAT、DPAT など

備蓄（個人防護具：243機関）：各医療機関2ヶ月分

- ・サージカルマスク
- ・N95マスク
- ・フェイスシールド
- ・非滅菌手袋
- ・アイソレーションガウン

地域医療支援チーム

（感染症指定医療機関及び地域医療機関（19機関））

黒部市民病院・富山県立中央病院・富山市民病院・富山大学附属病院
市立砺波総合病院・厚生連高岡病院・富山労災病院・富山赤十字病院
済生会富山病院・厚生連滑川病院・かみいち総合病院・国立富山病院
富山西総合病院・氷見市民病院・射水市民病院・真生会富山病院
北陸中央病院・砺波市民病院・公立南砺中央病院

富山県感染症対策連携協議会

- ・平時：連携協力体制の整備
- ・有事：医療提供体制・感染対策の協議



時系列に応じた新興感染症の医療提供体制

体制	平時	発生早期	流行初期	流行初期以降	低減期
	連携協議会等で情報共有 医療措置協定等を締結	感染症発生 1週間以内	感染症発生公表 から3ヶ月程度	感染症発生公表後 3ヶ月～6ヶ月	感染が 収まった時期
医療提供体制	<ul style="list-style-type: none"> ○第一種感染症指定医療機関 ○第二種感染症指定医療機関 ○第一種協定指定医療機関 ○第二種協定指定医療機関（薬局・訪問看護事業所含む） ○後方支援医療機関 	<ul style="list-style-type: none"> ○第一種感染症指定医療機関 ○第二種感染症指定医療機関 	<ul style="list-style-type: none"> ○第一種感染症指定医療機関 ○第二種感染症指定医療機関 ○第一種協定指定医療機関 ○第二種協定指定医療機関 	<ul style="list-style-type: none"> ○第一種感染症指定医療機関 ○第二種感染症指定医療機関 ○第一種協定指定医療機関 ○第二種協定指定医療機関（薬局・訪問看護事業所含む） ○後方支援医療機関 	○平時の医療提供体制に移行
検査体制	<ul style="list-style-type: none"> ○県衛生研究所 ○医療機関 ○民間検査機関 	○県衛生研究所	<ul style="list-style-type: none"> ○県衛生研究所 ○厚生センター・保健所 ○医療機関 ○民間検査機関 	<ul style="list-style-type: none"> ○県衛生研究所 ○厚生センター・保健所 ○医療機関 ○民間検査機関 	<ul style="list-style-type: none"> ○県衛生研究所 ○厚生センター・保健所
宿泊療養体制	○県内宿泊施設	○県内宿泊施設	○県内宿泊施設	○県内宿泊施設	○県内宿泊施設
本庁体制	<ul style="list-style-type: none"> ○指揮命令系統訓練 ○人材確保・育成 	○県対策本部立上げ	新型インフルエンザ等対策行動計画の改訂において具体的に検討		
厚生センター・保健所体制	<ul style="list-style-type: none"> ○指揮命令系統訓練 ○人材育成 ○検査機器機能整備 	○厚生センター対策本部立上げ	健康危機対処計画において具体的に定める		
衛生研究所体制	<ul style="list-style-type: none"> ○指揮命令系統訓練 ○人材育成 ○検査機器機能整備 	○衛生研究所対策本部立上げ			

医療提供体制等の確保に係る数値目標

体制	実施機関	流行初期（初動対応）	流行初期以降	
		富山県の目標	富山県の目標	
病床	医療機関	228 床（新型コロナ実績：39床）	502 床（新型コロナ実績：362床）	
発熱外来		207 機関（新型コロナ実績：158機関）	336 機関（新型コロナ実績：229機関）	
自宅療養者等への医療提供		/	/	232 病院・診療所 328 薬局 56 訪問看護事業所
後方支援				52 機関
人材派遣				医師 37 名 看護師 65 名
個人防護具の備蓄			328 機関（事前調査結果：243機関）	
検査能力 （核酸検出検査）	合計	432 件/日	2,942 件/日	
	衛生研究所 厚生センター 市保健所	298 件/日		
		9 台（衛生研究所・保健所・厚生センターの検査機器）		
	検査機器台数	医療機関	134 件/日	2,230 件/日
民間検査機関		（必要に応じて実施）	414 件/日	
宿泊療養施設 確保居室数	民間宿泊業者	250 室	760 室	
保健所人員確保数	新川： 53 人 中部： 35 人 高岡： 91 人 砺波： 50 人 富山市： 85 人			
IHEAT要員確保数	22 人			
研修・訓練回数	協定締結医療機関の医療従事者、厚生センター・保健所職員等に対する研修及び訓練を 年1回以上実施			

出典：予防計画・医療計画策定や協定締結等に先立つ医療機関調査（事前調査）等により作成。